

【自動車点検基準】別表第5（自家用貨物自動車等の定期点検基準）（第二条、第五条関係）

点検箇所		点検時期		
			✓	8月ごと
かじ取り装置	パワー・ステアリング装置	1		ベルトの緩み及び損傷
制動装置	ブレーキ・ペダル	2		(※1) 1 遊び及び踏み込んだときの床板とのすき間
制動装置		3		(※1) 2 ブレーキの効き具合
制動装置	駐車ブレーキ機構	4		(※1) 1 引きしろ
制動装置		5		(※1) 2 ブレーキの効き具合
制動装置	ホース及びパイプ	6		漏れ、損傷及び取付状態
制動装置	ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	7		ドラムとライニングとのすき間
制動装置				
走行装置	ホイール	8		ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み
動力伝達装置	クラッチ	9		1 ペダルの遊び及び切れたときの床板とのすき間
		10		2 作用
	トランスミッション及びトランスファ	11		(※4) 油漏れ及び油量
	プロペラ・シャフト及びドライブ・シャフト	12		(※4) 連結部の緩み
	デファレンシャル	13		(※4) 油漏れ及び油量
電気装置	点火装置	14		(※4) (※5) 1 点火プラグの状態
		15		(※8) 2 点火時期
原動機	本体	16		1 排気の状態
		17		(※4) 2 エア・クリーナ・エレメントの状態
	潤滑装置	18		油漏れ
	冷却装置	19		ファン・ベルトの緩み及び損傷
エア・コンプレッサ		20		エア・タンクの凝水
高圧ガスを燃料とする燃料装置等		21		1 導管及び継手部のガス漏れ及び損傷
		22		(※9) 2 ガス容器及びガス容器附属品の損傷
その他		23		シャシ各部の給油脂状態

- (注釈)
- ① (※1) 印の点検は、大型特殊自動車にあつては、行わなくてもよい。
- ② (※2) 印の点検は、大型特殊自動車に限る。
- ③ (※3) 印の点検は、道路運送法第80条第1項の規定により受けた許可に係る自動車に限る。
- ④ (※4) 印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行つた日以降の走行距離が6月当たり4千キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかつた場合を除き、行わないことができる。
- ⑤ (※5) 印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないことができる。
- ⑥ (※6) 印の点検は、大型特殊自動車を除く。
- ⑦ (※7) 印の点検は、原動機、制動装置、アンチロック・ブレーキシステム及びエアバッグ（かじ取り装置並びに車枠及び車体に備えるものに限る。）、衝突被害識別表示（道路運送車両の保安基準に適合しないおそれがあるものとして警報するものに限る。）の点検をもって代えることができる。
- ⑧ (※8) 印の点検は、ディストリビュータを有する自動車に限る。
- ⑨ (※9) 印の点検は、圧縮天然ガス、液化天然ガス及び圧縮水素を燃料とする自動車に限り、大型特殊自動車及び検査対象外軽自動車を除く。

検査日	検査店